

# 男女共同参画 地域活動ハンドブック

## ～男女が共に参画し、支え合う地域づくり～

### ■ 男女共同参画などに関する相談

#### ○ 福岡市男女共同参画推進センター・アミカス

【総合相談】TEL 092-526-3788(電話・面接〈要予約〉・女性相談員)

月～土曜日 10:00～17:00

日曜日・祝日 10:00～16:30

毎月第2・4月曜日 10:00～20:00

【法律相談】TEL 092-526-3788(予約電話・女性弁護士)

毎月第1～4水曜日 13:00～16:00

※次週の申込みを1週間前から電話で予約を受け付けます。(先着順)

【お仕事帰りの法律相談】TEL 092-526-3788(予約電話・女性弁護士)

毎月第4月曜日 18:00～20:00

※当月分の申込みを1日から電話で予約を受け付けます。(先着順)

【男性のための相談ホットライン】TEL 092-526-1718(電話・男性相談員)

毎月第1～3月曜日 19:00～21:00

【アミカス DV 相談ダイヤル】TEL 092-526-6070

毎週水・木曜日 10:00～16:00

※一時保護や証明書の発行はできませんのでご了承ください。

#### ○ DV 相談専用電話

【福岡市配偶者暴力相談支援センター】TEL 092-711-7030

月・水・木・金曜日／祝日・年末年始を除く 10:00～17:00

火曜日／祝日・年末年始を除く 10:00～20:00

### ■ 活動に関する相談

#### ○ 各区男女共同参画担当課

【東区企画振興課】 TEL 092-645-1037 FAX 092-651-5097

【博多区企画振興課】 TEL 092-419-1042 FAX 092-434-0053

【中央区企画振興課】 TEL 092-718-1055 FAX 092-714-2141

【南区企画振興課】 TEL 092-559-5064 FAX 092-562-3824

【城南区地域支援課】 TEL 092-833-4063 FAX 092-822-2142

【早良区地域支援課】 TEL 092-833-4403 FAX 092-851-2680

【西区振興課】 TEL 092-895-7033 FAX 092-882-2137

○ 市民局男女共同参画課 TEL 092-711-4107 FAX 092-733-5785

## 男女共同参画地域活動ハンドブック

～男女が共に参画し、支え合う地域づくり～

平成27年7月発行

福岡市七区男女共同参画協議会(事務局 福岡市市民局男女共同参画課)

協力:NPO法人ジェンダー平等福岡市民の会

11月③～⑨日はみんなで参画ウィーク(福岡市男女共同参画週間)です



## メッセージ MESSAGE

わたしたちが暮らす「地域」（校区）には、子育てや高齢者の見守り、防犯・防災、環境問題など、さまざまな課題があります。こうした課題を解決し、みんなが住みよい地域づくりを進めるためには、地域活動に男女が共に参画して、誰もが発言し共に行動することが大切です。

東日本大震災以来、「平時にできないことは非常時にはなあさらできない」と言われています。日頃から、男女にかかわらず意見を出し合い、リーダーとなり、共に助け合う地域づくりを目指しましょう。

このハンドブックは、校区男女共同参画協議会（部会）の委員のみなさんの、日々の活動の助けとなることを願い、福岡市七区男女共同参画協議会が平成17年に作成した「活動の手引き」を改訂したもので

これからも皆さんと一緒に住民一人ひとりが自分らしく生きられるよう、地域で男女共同参画を進めていきましょう。

平成27年7月

福岡市七区男女共同参画協議会  
東区男女共同参画連絡協議会  
博多区男女共同参画代表者会  
中央区男女共同参画連絡会  
南区男女共同参画連絡会  
城南区男女共同参画連絡会  
早良区男女共同参画をすすめる会  
西区男女共同参画をすすめる会

## 目次

|                                       |               |
|---------------------------------------|---------------|
| <b>1. わたしたちがめざすもの</b>                 | ..... P 1     |
| ・男女共同参画がすすんだら                         | ..... P 2-3   |
| ・男女共同参画をめぐる世界・国・市の動き…                 | P 4           |
| ・「福岡市男女共同参画を推進する条例」を<br>学んで・使って・役立てよう | ..... P 5     |
| <b>2. 地域における男女共同参画をめざして</b>           | ..... P 6     |
| ・みんなが安心して暮らすために                       | ..... P 7     |
| ・暴力(DV、児童虐待)を許さないまちづくり…               | P 8           |
| ・災害に強いまちづくり                           | ..... P 9     |
| ・女性のリーダーをふやそう                         | ..... P 9     |
| <b>3. 校区で男女共同参画を推進するために</b>           | ..... P 10    |
| ・年間事業計画を立てよう                          | ..... P 10    |
| ・研修会はこんなふうにしよう                        | ..... P 11    |
| ・広報の仕方を工夫しよう                          | ..... P 13    |
| ・活動資金                                 | ..... P 13    |
| ・男女共同参画事業の充実に向けて                      | ..... P 13    |
| ・校区の事例集                               | ..... P 14    |
| ・男女共同参画推進センター・アミカス                    | ..... P 15    |
| ・資料編                                  | ..... P 16-17 |

## 1 わたしたちが めざすもの



### 男女共同参画社会って、どのような社会なのでしょう。

目指しているのは、一人ひとりが個人として尊重され、女性にとっても男性にとっても、今よりもっと可能性が広がり暮らしやすい社会です。家庭・職場・地域・政治など、あらゆる分野に女性も男性も主体的に平等に参画することです。「参画」ということばには、参加するだけでなく、物事の計画や方針決定段階から関わっていくという、一歩進んだ意味が込められています。「参画」には当然責任が伴います。

### あなたのまわりを見回してください。

あなたの家庭は、あなたの職場は、あなたの地域は、男女共同参画になっていますか。どちらか一方が「主」であったり「従」であったり、どちらか一方だけに責任が片寄っていたりすることはありませんか。

男女雇用機会均等法や男女共同参画社会基本法など、男女共同参画を進める制度は整ってきてはいます。しかしながら、福岡市が行った市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」という性による固定的役割分担意識は依然根強く、社会全体で見た場合でも男性の優遇感はぬぐいきれません。共働き家庭の夫と妻の家事・育児・介護時間には大きな差があり、家庭的責任は女性に大きく負わされていることを物語っています。

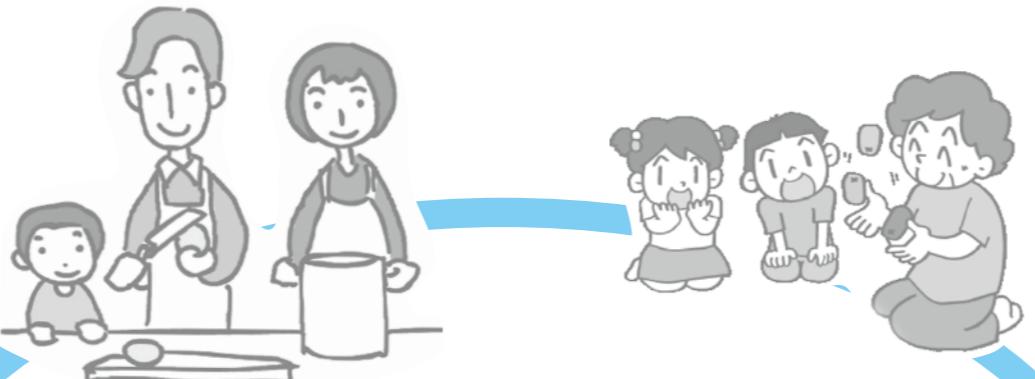
一方で、男性は、長時間労働や柔軟性のない働き方のために家事・育児・介護に関わる時間を持つことができないでいます。

このように現実の社会の実情を見てみると、わたしたちのまわりにはまだまだ男女が対等でないことが、たくさんあるのではないかでしょうか。従来の「女だから」「男だから」という固定観念に縛られて、女性も男性も自分自身の生き方をせばめ、可能性を閉じ込めてはいませんか。

わたしたちを取り巻く社会経済情勢は大きく変化しています。男女共同参画社会は、男女が共に支えあい、共に責任を担う社会です。どんな小さなことでもいいのです。身近なところからわたしたちの生活を変えていきましょう。

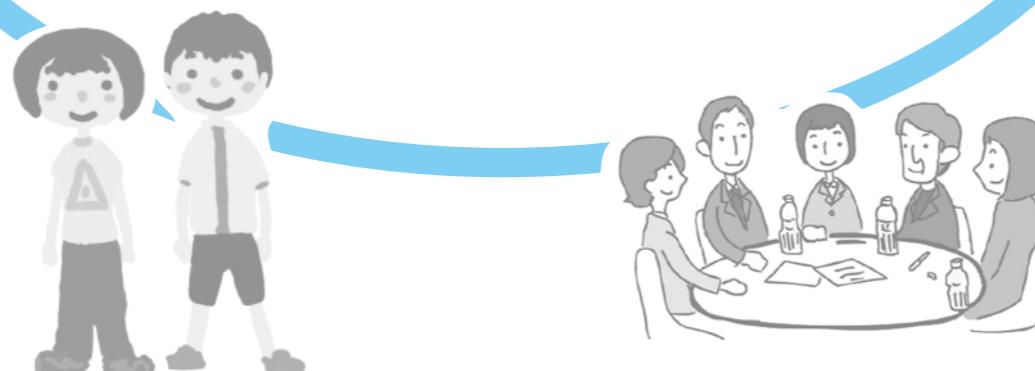
## 家庭では

- 家族が協力して家事や育児、介護などを担い、家族の一人ひとりが自立しながら支え合える関係を築いています。
- 「男の子だから」「女の子だから」という性別による固定観念にとらわれず、子ども達の個性や自主性が大切にされています。
- 社会的な支援やサービスを利用しながら、安心して子育てや介護を行っています。
- 単身世帯・ひとり親世帯も安心して暮らしています。
- DV<sup>\*1</sup> や児童虐待、モラハラ<sup>\*2</sup> はありません。



## 学校では

- 性別による固定観念や性的少数者(LGBT<sup>\*3</sup> 等)に対する偏見は無くなり、子どもたちの個性や自主性を尊重する自尊感情を育てる教育が積極的に行われています。
- 発達段階に応じた男女平等教育や性教育、さまざまな活動を通してお互いを尊重する意識が育まれています。
- 個人の能力や関心にあった進路選択や職業選択ができるキャリア教育を行っています。



# 男女共同参画が すすんだら

## 地域では

- 「男はこうあるべき」「女はこうあるべき」といった固定観念に基づく慣習や慣行にとらわれない活動を行っています。
- 地域の方針決定の場にともに参画し、災害にも強い安全安心な活力ある住みよい地域づくりを行っています。
- 住民一人ひとりがお互いに人格と個性を尊重しながら地域づくり（活動）に参画しています。
- 社会的支援やサービスを利用しながら、子育てや高齢者を地域で見守り、支え合いながら安心して暮らしています。

## 職場では

- 賃金格差等の男女差別はなく、個人の意欲と能力（適性）にあつた仕事に就いています。
- 出産・育児・看護・介護のために仕事を辞めなくてもいい職場環境が作られています。
- 女性も男性と同様に管理職に就き、多様性に富んだ活力ある職場づくりを進めています。
- ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が実現し、ゆとりと充実感を持っていきいきと働いています。
- 「パワハラ」・「セクハラ」・「マタハラ」<sup>\*</sup> はありません。

\*1 DV: (ドメスティック・バイオレンス) 配偶者や恋人など親密な関係にある人からの暴力のこと。

\*2 モラハラ: (モラルハラスメント) 言葉や態度などで継続的に人格や尊厳を傷つける精神的な嫌がらせのこと。

\*3 LGBT: 性的少数者を限定的に指す言葉。レズビアン(女性同性愛者)・ゲイ(男性同性愛者)・バイセクシュアル(両性愛者)・トランスジェンダー(心と体の性の不一致)の頭文字をとった総称。

\* パワハラ: (パワー・ハラスメント) 同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。

\* セクハラ: (セクシュアル・ハラスメント) 相手の心を傷つけたり、不快感を覚えさせたり、さらには相手に不利益を与えたいたるような性的な言動のこと。男性に対する性的いやがらせも同じ。

\* マタハラ: (マタニティ・ハラスメント) 妊娠・出産を理由とした解雇・雇止めをされることや、妊娠・出産にあたって職場で受ける精神的ないやがらせ。

# 男女共同参画をめぐる世界・国・市の動き

## ■世界(国際連合)では:

- \*1975年(昭和50年)を「国際婦人年」と定め、メキシコシティで第1回「国際婦人年世界会議」を開催しました。また、1976年から1985年を「国連婦人の十年」とし、「平等、開発、平和」をスローガンに全世界でさまざまな取組みが行われました。
- \*1979年(昭和54年)に、「女子差別撤廃条約」を採択しました。
- \*1995年(平成7年)には、20世紀最大の国連会議ともいわれる、第4回世界女性会議を開催し、「北京宣言」・「行動綱領」を採択しました。

## ■日本では:

- \*「国連婦人の十年」が始まった翌年の1977年(昭和52年)、「国内行動計画」を策定し、国の取組みを明らかにしました。
- \*「女子差別撤廃条約」の採択(1979年)を受けて、日本は3つの国内法を整備(国籍法の改正<sup>\*1</sup>、学習指導要領の改定<sup>\*2</sup>、男女雇用機会均等法の成立)し、1985年(昭和60年)に本条約を批准<sup>\*3</sup>しました。
- \*1999年(平成11年)には、「男女共同参画社会基本法」を公布・施行しました。(5つの基本理念:男女の人権の尊重・社会における制度又は慣行についての配慮・政策等の立案及び決定への共同参画・家庭生活における活動と他の活動の両立・国際的協調)
- \*2003年(平成15年)に、「2020年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする(202030)」という目標を設定しました。

## ■福岡市では:

- \*2004年(平成16年)4月、男女共同参画社会基本法に基づく「福岡市男女共同参画を推進する条例」を公布・施行しました。(⇒P5参照)
- \*2006年(平成18年)、その条例に基づく「福岡市男女共同参画基本計画」(平成18~22年度)を策定し、5年間に取り組む施策の方向と内容を定めました。
- \*2011年(平成23年)には、第2次基本計画(平成23~27年度)を策定し、福岡市独自の男女共同参画週間(みんなで参画ウィーク)の設置など、男女共同参画社会実現のための様々な取組みが地域で行われています。

このように、男女共同参画は、すでに世界の大きな流れであり、我が国の社会のあり方を決定づける21世紀の最重要課題となっています。

\*1 国籍法の改正:「父系血統主義」(父親が日本人であれば、日本国籍を与える)から「父母両系血統主義」(父親か母親のどちらかが日本人であれば、その子どもにも日本国籍を与える)に変わった。

\*2 学習指導要領の改定:家庭科の男女共修化

\*3 批准:条約や協定(国と国とのとりきめ。国際的なルール)を最終的に国として確認・同意すること。



# 「福岡市男女共同参画を推進する条例」を学んで・使って・役立てよう

2004(平成16)年、「福岡市男女共同参画を推進する条例」が公布・施行されました。条例とは何でしょう。そして男女共同参画推進の条例は、私たちに何をもたらすでしょう。

## ●男女共同参画が継続的に推進されています

条例は、県や市町村などの地方公共団体が制定する法です。条例制定により、市長や議員の交代があっても、市の男女共同参画は条文にのっとり推進されていきます。

## ◆5つの基本理念が明記されています(第3条)

男女の人権の尊重、社会における制度または慣行についての配慮、政策等の立案及び決定への男女共同参画、家庭生活における活動と他の活動の両立、国際的協調

## ◆男女共同参画の推進は市の主要な政策です(第4条)

市は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付けるとともに、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む)を総合的に策定し、実施しなければなりません。

## ◆自治組織の活動が重要視されています(第7条)・(第17条)

「自治組織の役割」・「自治組織への支援」など、市は男女共同参画の推進にとって自治組織が果たす役割を特に重要視しています。そのため自治組織における方針決定過程への男女共同参画の推進に向けた支援などが明記されています。

## ◆男女共同参画基本計画がつくられています(第11条)・(第12条)

市長には施策を総合的、計画的に実施するための基本的な計画(「福岡市男女共同参画基本計画」)策定が義務づけられています。そして毎年1回、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況およびその評価について報告書を作成し、これを公表しなければなりません。

## ◆市民は施策への苦情申し出ができます(26条)

市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に市民等から苦情の申出があった場合は、必要に応じて適切な措置を取りそれを市民に通知しなければなりません。

市はこのように条例にもとづいて、男女共同参画施策を策定・実施しなければなりません。それとともに、あらゆる分野の人々が積極的に条例を活用して、男女共同参画社会を構築していくことが求められます。

## 2 地域における 男女共同参画を めざして



地域は、赤ちゃんから高齢者まで、また、障がいのある人や外国人、単身者やひとり親など、多様な人々が生活している場です。また、地域には高齢化や過疎化の進行、人間関係の希薄化や単身世帯の増加など、さまざまな変化が生じています。このため、男女にかかわらず地域づくりに参画することが必要なのです。

あなたの地域で何かに取り組もうとするとき、誰もが対等に発言でき、その決定に関わることができますか。地域活動の中で、いつも男性が主体になって女性はその補佐役をする、ということはありませんか。また、地域にはさまざまな団体がありますが、その代表に女性がどれだけ就いているでしょうか。

「福岡市男女共同参画を推進する条例」には自治組織の役割が盛り込まれています。各校区には、住民の参画の下に、住民を主体とした住みよいまちづくりに向けて計画的・継続的にコミュニティを自律運営する組織「自治協議会」があります。男女共同参画の推進に関する事業は、この自治協議会のまちづくり基本事業として位置づけられていて、校区男女共同参画協議会(部会)は、この事業を、ほかの諸団体(部会)と協力、連携しながら行っています。

「男女共同参画」の意識をもって今までの地域活動のあり方を見直してみましょう。地域で生活する人々と一緒に活動しながら「男女共同参画」の理念を広げていきましょう。

### 地域課題の解決

子育て

高齢者の見守り

防犯・防災

環境問題

など

具体的な活動については、P14の『校区の事例集』をご参照ください。

## みんなが安心して暮らすために

福岡市ではユニバーサルデザインの理念に基づいたまちづくりを進めています。ユニバーサルデザインとは、年齢・性別・能力などに関わらず、できるだけ多くの人が自由に快適に利用でき、行動できるように、ものづくり、情報、サービスなど、あらかじめ思いやりのある配慮を行うという考え方です。



ユニバーサル都市・福岡  
UNIVERSAL FUKUOKA CITY

### ● 高齢者 ●

今後ますます高齢化が進行する中で、地域の活力を維持・増進していくためには、高齢者が長年培ってきた知恵や経験、技能、意欲などのシニアパワーを生かした地域づくりが大切です。誰もが「出番」と「居場所」のある地域づくりを進めましょう。

一方で、高齢者の増加は必然的にさまざまな社会問題をはらんでいます。地域全体で高齢者を見守り、閉じこもり（孤立）・認知症・老老介護など、高齢者が抱える問題を早期に発見し、「いきいきセンターふくあか」\*など適切な機関と連携しながら、安心して暮らせるまちづくりを目指しましょう。

### ● 障がいのある人 ●

障がいのある人への理解と配慮が足りないため、日常生活や社会生活で困っている人たちがいます。

障がいについて正しい知識を持ち、共に学び、共に活動し、共に働くことができる、誰もが暮らしやすいまちにしていきましょう。

### ● 外国人 ●

福岡市で暮らす外国人は約2万6千人（平成25年9月末現在）で、市民の59人に1人です。

外国人と日本人があ互いを尊重し合いながら共生できる社会を築くためには、わたしたち一人ひとりが、それぞれの文化や生活習慣を尊重し、多様性を受け入れていくことが大切です。外国人が住みよいまちは日本人にとっても住みよいまちです。

\*「いきいきセンターふくあか」（地域包括支援センター）は市内57カ所（平成27年4月現在）にあります。

問い合わせは、各区保健福祉センター地域保健福祉課へ。

# 暴力(DV、児童虐待)を許さないまちづくり



DVには、**身体的暴力**(殴る・蹴る、物を投げる)、**精神的暴力**(大声で怒鳴る、無視する、友達や実家との付き合いを制限する)、**経済的暴力**(生活費を渡さない、借金をさせる)、**性的暴力**(性行為の強要、避妊に協力しない)、**子どもを利用した暴力**(子どもの目の前で暴力をふるう、子どもにあなたがいたらないと吹き込む)など、あらゆる形の暴力が含まれます。

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、配偶者や恋人など親密な関係にある(あった)人から受ける暴力のこと、被害者の多くは女性です。最近では、中高生や大学生、若いカップルの間で起こる暴力(デートDV)も問題になっています。

DVの背景には、妻は夫に従うべきという考え方や慣習があり、パートナーを自分の所有物とみなして意のままに支配しようとして起こります。

DVは日常的な生活の中で起こる暴力であり、早期の相談がとても大事です。身近に潜む暴力を見過ごさない、どんな理由があっても暴力は許さない意識を地域に広げましょう。そして、DVや虐待かもしれないと思ったら専門機関に相談しましょう。

## 児童虐待とは：

|         |   |
|---------|---|
| 【身体的虐待】 | 殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど                      |
| 【性的虐待】  | 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど                       |
| 【ネグレクト】 | 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど |
| 【心理的虐待】 | 言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV)など       |

子どもは、私たち社会のかけがえのない宝です。子どもの虐待という悲しい事件が後を絶たない今、子ども達の笑顔のために、わたしたち大人が手を取り合い、行動していくことが大切です。

「つながろう 子どもの笑顔のために」、一人ひとりがそれぞれの立場で何ができるのかを考え、皆で一緒に取り組んでいきましょう。

(参考)国連「子どもの権利条約」—4つの柱：生きる権利・守られる権利・育つ権利・参加する権利

**【相談・通報窓口】** ■ 配偶者暴力相談支援センター【DV相談専用電話】TEL092-711-7030  
■ こども総合相談センター(えがあ館)【相談電話】TEL092-833-3000

# 災害に強いまちづくり

地域防災の担い手はわたしたち住民です。男女が共に助け合い、災害に強いまちづくりを考えましょう。

## ■ 日頃から共に支え助け合える体制づくりをしましょう

高齢者、障がいのある人、子ども・若者、外国人など、さまざまな人の意見を取り入れ、組織の運営に反映させましょう。

## ■ 防災対策に多様な視点を取り入れましょう

防災訓練、備蓄品の準備、避難所運営には、災害弱者になりがちな女性の視点や、人は多様であることを考慮して取り組みましょう。

## ■ 方針を決定する場に男女が共に関わりましょう

男女共に地域防災の担い手として、日頃から、責任を持って様々な活動に参加し意見を述べていきましょう。

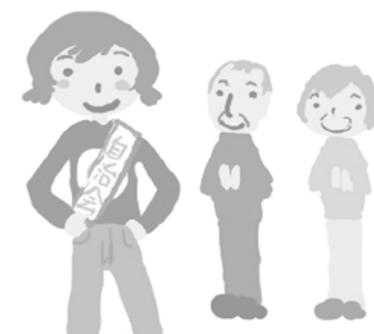
# 女性のリーダーをふやそう

## ■ 町内会・自治会の役員に女性は何人いますか。

地域のリーダーは圧倒的に男性が多いのが現状です。福岡市の意識調査では、リーダーに女性が少ない理由として、「これまでの慣習でリーダーには男性が就任してきたから」、「男性中心の組織運営になっているから」といった理由などがあげられています。地域活動に多様な意見や価値観を取り入れるためには、方針決定が男女どちらか一方に偏らないよう、男女双方のリーダーが必要です。

リーダーとしての資質は学習や実践活動を通じて身についていきます。男女共同参画協議会(部会)の活動への参画そのものが、リーダーの育成にもつながります。校区や区の活動・行事にも積極的に参画しましょう。地域のために発言すること、行動すること、責任を持つこと、組織を運営する力を持つことが大切です。

福岡市男女共同参画推進センター・アミカス(南区高宮)や各区の市民センター・公民館では、さまざまな講座や事業が行われています。自発的に参加することはもちろん、意識的に仲間を送り出し、力をつけていくこと\*を目指しましょう。



\*このことを「エンパワーメント」(個人が自分自身の力で問題や課題を解決していくことができる社会的技術や能力を獲得すること)と表現します。

### 3 校区で男女共同参画を推進するためには



男女共同参画協議会（部会）の目的は、地域で男女共同参画を推進することにあります。自治協議会全体で「男女共同参画」について学習し、地域においてそれを実践する取組みを進めていきましょう。福岡市の条例では、自治協議会は男女共同参画を推進する役割を担うということが明記されています。これは、男女共同参画の推進に校区の全ての人（若い世代や子育て世代なども）が関わるということです。役員や一部の人だけの取組みとなってしまわないよう、交流や親睦を深めながら、それぞれの地域に合わせたやり方を工夫しましょう。

#### 具体的にどう取り組んでいくかを考えよう。

##### 【1】年間事業計画を立てよう

男女共同参画の推進に関する事業を行うにあたってはまず「やってみたい」と思う事業をいくつかあげ、それを男女共同参画の視点から取捨選択して、地域の実情に応じた計画を立てます。活動を活性化させるためには、長期的な展望に立った事業展開を行うとともに、年間テーマを設定し、事業計画に沿って運営していく必要があります。

年度のはじめには校区男女共同参画協議会（部会）の会議（総会等）を開きましょう。会議では役員を選出し、前年度の事業報告、決算報告を行い、本年度の事業計画や予算を決定します。さらに、男女共同参画協議会（部会）や各種団体（部会）の事業計画や予算は、自治協議会の総会で決定されます。

事業計画を立てるにあたっては、働いている人も参加できるよう、時間帯も工夫する必要があるでしょう。性別にかかわりなく、より多くの人に男女共同参画を理解してもらうために男女共同参画協議会（部会）のみで動くのではなく、各団体と連携するなど、自治協議会の事業として広く参加を呼びかけましょう。

##### 【2】研修会はこんなふうにしよう

###### 研修会の目的には

- ①男女共同参画について地域の人の理解を深めること
  - ②性別による偏見や男女の権利に敏感な視点を身につけること
  - ③女性が自分なりの感じ方や表現ができるようになること
  - ④男女がともに様々な地域課題に取組むこと
- などがあります。

###### 対象者を決める

□男女共同参画の視点になっているか

###### 内容を検討する

□誰もがわかりやすい内容になっているか

###### 日程を決める

□対象者によって参加しやすい曜日・時間を決める

###### 講師を選ぶ

□福岡市男女共同参画推進センター・アミカスでは人材情報を提供しています

###### 広報

□ポスター・チラシ・広報紙等で地域の人に呼びかける

###### 実施

□反省点を踏まえて次回へつなげていく

○○シンポジウム



研修は講演会方式だけでなく、連続講座や参加型の学習プログラムを企画立案してみるのもよいでしょう。公民館との共催という方法もあります。福岡市では、地域からの要請に応じて市の職員を派遣する出前講座や男女共同参画推進センターの派遣事業が実施されています。

## く男女共同参画に関する講座等の利用>

### 出 前 講 座

- 講 師 市職員
- テ ー マ ①一人ひとりが“いきいき”と輝く「男女共同参画(みんなで参画)」  
②アミカスが応援します！地域の取組みを
- 申し込み 公民館や区役所、市民センターなどで配布している申込用紙に記入して申込み  
①福岡市市民局男女共同参画課 (TEL 711-4107 FAX 733-5785)  
②福岡市男女共同参画推進センター・アミカス  
(TEL 526-3755 FAX 526-3766)  
※申込用紙は市のホームページからダウンロードできます。
- 費 用 無 料

### 参画サポーター講座

- 講 師 福岡市男女共同参画推進サポーター（略称：参画サポーター）
- テ ー マ 下記の項目について、講習会形式、参加型の研修会等要望に応じた講座を行います。  
[テーマ例]  
●基礎から学ぶ「男女共同参画」  
●地域づくりは男女共同参画で  
●防災と男女共同参画  
●地域で男女共同参画を進めるためのヒント  
●ワーク・ライフ・バランスをすすめよう
- 申し込み 直接、福岡市男女共同参画推進センター・アミカス  
へ申込み (TEL 526-3755 FAX 526-3766)
- 費 用 【講師料（交通費込み）】講座 1 時間：4,600 円  
講座 2 時間：6,900 円

### アミカス寸劇隊派遣事業

- 講 師 福岡市男女共同参画推進サポーター
- テ ー マ 「アミカス寸劇隊」が校区に出向き、男女共同参画を  
テーマにした寸劇とワークショップを行います。
- 申し込み 所定の申込書に記入し、福岡市男女共同参画推進センター・  
アミカスへ申込み。(TEL 526-3755 FAX 526-3766)
- 費 用 10 団体まで無料（応募多数の場合は抽選）  
費用 18,000 円を自己負担して実施することもできます。  
※費用負担については変更の可能性があります。



## 【3】広報の仕方を工夫しよう

校区のみなさんに男女共同参画について関心をもってもらうには広報活動が大きな力を発揮します。

広報手段にはいろいろありますが、男女共同参画協議会(部会)独自でチラシやポスター、広報紙等を作ることもできます。また、自治協議会の発行する広報紙や公民館などに、男女共同参画に関する記事を掲載する事も一つの方法でしょう。

男女共同参画推進の活動を、その地域で影響力のあるものにするためには、男女共同参画協議会(部会)が単独で行動するのではなく、自治協議会全体が男女共同参画の理念をもとに校区運営を行っていく事が大切です。そのためにも、自治協議会の中で他の諸団体(部会)の人たちと日頃から交流しましょう。

自治協議会の総会や定例会の中で、常に男女共同参画に関する情報を発信し、有意義な意見交換を行い、新しい活動の展開へとつなげていきましょう。



## 【4】活動資金

校区におけるさまざまな活動を支援するため、福岡市から自治協議会に対し「活力あるまちづくり支援事業補助金」が交付されています。男女共同参画の推進に関する活動もその中の一つとなっており、自治協議会での話し合いにより決定された活動資金をもとに自治協議会の事業として実施します。

※自治協議会が設置されていない校区は補助金の申請、活動報告の方法が異なります。

### 男女共同参画事業の充実に向けて

広く外に目を向け、コミュニケーションをとりましょう！他の校区の人たちと交流することで、解決策を見いだせることもあります。各区に男女共同参画連絡会があり、市には福岡市七区男女共同参画協議会があり、校区から区そして市へとつながっています。

また、福岡県には『ふくあかみらいねっと（福岡県男女共同参画推進連絡会議）』があります。そして、『日本女性会議』等の日本全体の交流があります。さらに、それが世界へつながり、男女共同参画社会の実現という目標を共有しているのです。

# 校 区 の 事 例 集

## みんなで学ぶ(広報啓発)

- ◆「自治協だより」の『男女共同参画のコーナー』で、その時々のニュースや話題を掲載し、男女共同参画に向けた気づきや共感の輪を広げている。
- ◆「みんなで参画、ワールドカフェ」(自治協議会、おやじの会、地域委員、公民館サークル、小中学生などが参加)を毎年開催している。
- ◆校区文化祭で男女共同参画に関する寸劇を上演して、男女協の取組みをアピールした。

## みんなで学ぶ(研修)

- ◆DVD「男女共同参画の視点を取り入れた『安心できる避難所づくり』」を視聴後、ワールドカフェ形式で意見交換をした。  
→ ねらい：災害弱者になりがちな女性の視点で考える
- ◆校区で活躍する男性二人をパネリストに迎え、地域活動の良さを語るパネルディスカッションを行った。  
→ ねらい：男性にとっての男女共同参画の意義を考える
- ◆校区人権尊重推進協議会総会の前に、男女共同参画基礎研修をセットで開催し、一緒に研修を受けてもらった。  
→ ねらい：参加者を増やす、地域の人たちに理解を広げる
- ◆視察研修「輝く女性に会いに行こう！」をテーマに先駆者として活躍する女性の職場を訪ね、話を聞き、現場で活動の様子を見学した。  
→ ねらい：方針決定過程への女性の参画や固定的性別役割分担意識について考える

## 地域の課題解決

- ◆(地域防災)自治協の防災訓練を企画・立案・実施した。災害時の避難所の運営等について女性の立場から意見を述べた。  
→ ねらい：方針決定の場に男女が共に関わる
- ◆(高齢者)「男女で学ぶ介護講座～介護が必要になった時どうしたらいいの？～」をテーマに社会福祉士による介護講座を行った。  
→ ねらい：男女の精神的自立・生活的自立
- ◆(子育て)乳幼児を抱える保護者を対象とした「子育てサロン」で、チラシ講座『女の子・男の子の育て方ってあるの？』を行った。その際、授乳スペースを区切るなど男性の保護者も参加しやすいよう工夫した。  
→ ねらい：固定的役割分担意識について考える、父親の育児参画の促進
- ◆(男性・子ども)公民館との共催で、乳幼児の父親(家族)を対象としたイクメン講座「お父さん出番ですよ」を開催。／男性講師(男女協役員)による「男の料理教室」を開催。  
→ ねらい：男性の家庭や地域への参画促進、生活的自立

# 男女共同参画推進センター アミカス

福岡市男女共同参画推進センター・アミカスは、福岡市の男女共同参画推進の拠点施設です。

## ■ 主な講座・講演会

### 1 男女共同参画基礎講座

国の男女共同参画週間(6/23～29)に合わせ、地域における男女共同参画推進に取り組まれている方向けの学習会

### 2 アミカス記念祭

アミカス開館日(11/2)を記念して開催するイベント

## ■ 地域支援事業

前掲のソポーター講座、寸劇隊派遣(P12)以外に、地域での講座・講演会実施を支援するために以下の取り組みを行っています。

### 1 講師の紹介

テーマに沿った講師をアミカス人材リストから紹介します。

※講師との謝礼金、日程等の交渉は主催者が行ってください。

### 2 講座・講演会プログラム作成の支援

研修プログラム作成の支援、他校区の活動事例紹介などをしています。

### 3 地域における男女共同参画に関するプログラム集の発行<隔年>

地域における男女共同参画事業の事例などを紹介しています。



## ■ アミカス図書室

男女共同参画や女性問題に関するものを中心とした図書、研修用DVD、ビデオの貸し出しを行っています。

## ■ アミカス相談室

家庭・職場での人間関係日常生活において生じてくる様々な悩みについて、ご相談をお受けします。(⇒裏表紙に相談窓口の連絡先を載せています。)

## 【問い合わせ先】

### 福岡市男女共同参画推進センター・アミカス

〒815-0083 福岡市南区高宮 3-3-1

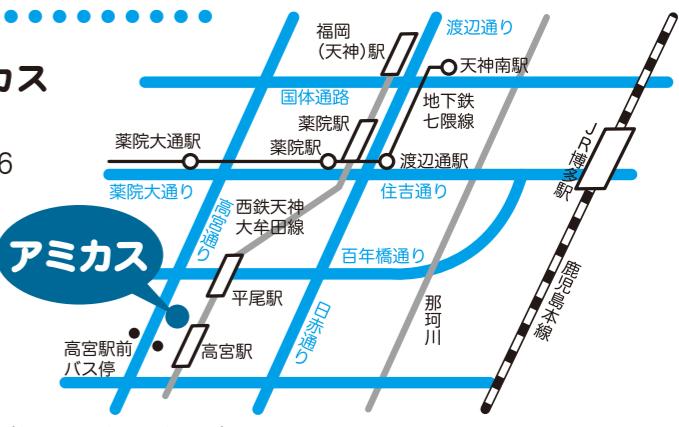
【代 表】TEL:092-526-3755 FAX:092-526-3766  
E-mail:amikas@city.fukuoka.lg.jp

【図書室】TEL:092-534-7595

【相談室】TEL:092-526-3788

URL <http://amikas.city.fukuoka.lg.jp/>

Facebook <https://www.facebook.com/amikasfukuokacity>



## 資料編

男女共同参画をめぐる条約・法律など

### 女子差別撤廃条約

1975年(昭和50年)の国際婦人年から「国際婦人の十年」として、女性を取り巻く問題への様々な取組がなされてきました。

「女子差別撤廃条約」は、1979年(昭和54年)国連総会で採択され、1980年(昭和55年)にコペンハーゲンで署名された国際条約で、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」といいます。日本は1985年(昭和60年)に批准しました。

女性に対するあらゆる形態の差別を撤廃し、男女平等の権利を確立し、「男は仕事、女は家庭」というような性別役割分担をなくすことを基本的な考え方としています。また、女性の全面多岐な社会参画を進めるには、国の法律・制度だけでなく、慣習による事実上の差別などもなくすよう求めています。

日本ではこの条約を批准するため、高等学校の家庭科を男女共修としたり、男女雇用機会均等法を制定しました。

### 男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日に公布・施行された法律で、国や地方公共団体は男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を策定・実施すること、国民は男女共同参画社会の形成に努めることという、それぞれの責務を明らかにしています。その上で、男女共同参画基本計画等の策定、地方公共団体及び民間団体に対する支援など、施策の基本となる事項について規定しています。

### 男女雇用機会均等法

男女雇用機会均等法は、職場や雇用関係における男女の平等を規定した法律です。募集・採用・配置・昇進についての男女差別を禁止し、違反した事業主などに対しては企業名公表という制裁措置が設けられています。

平成19(2007)年4月から施行の改正男女雇用機会均等法では、「男性に対する差別」の禁止、募集や採用にあたって労働者の身長・体重・体力を要件とするなど、女性が満たしにくい要件を課す「間接差別の禁止」、「妊娠等を理由とする不利益取扱い(退職勧奨やパートへの変更等)」の禁止、「セクシュアル・ハラスメント対策(職場で対策を講じることが“配慮”から“義務”に)等が盛り込まれました。

### 福岡市男女共同参画を推進する条例

福岡市においても男女共同参画の推進に関する基本理念を明らかにし、市民一人ひとりが個人として尊重され、多様な生き方を選択できる男女共同参画社会の実現に向けて、福岡市全体で協力して取り組んでいくため、この条例を制定しています。

この条例では、5つの基本的な考えを掲げています。

- ①男女の人権の尊重
- ②社会における制度または慣行についての配慮
- ③政策等の立案及び決定への男女共同参画
- ④家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤国際的協調



| 男女共同参画に関する国内外の主な動き |  |   |
|--------------------|--|---|
| 年号                 | 国連・日本(○国連、●日本)   | 福岡市   |
| 昭和 50(1975) 年      | ○国際婦人年<br>○国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択<br>●婦人問題企画推進本部設置   |   |
| 昭和 51(1976) 年      | ○「国連婦人の十年」(～1985)  | ●福岡市立婦人会館開館   |
| 昭和 52(1976) 年      | ●国内行動計画策定  | ●市民局青少年婦人対策課婦人対策係新設   |
| 昭和 53(1978) 年      |  |   |
| 昭和 54(1979) 年      | ○国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択  |   |
| 昭和 55(1980) 年      | ○「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン)<br>「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択  | ●区における婦人の地位向上活動事業の開始  |
| 昭和 56(1981) 年      | ●「国内行動計画後期重点目標」策定  | ●福岡市総合計画基本計画に「婦人」の章新設   |
| 昭和 59(1984) 年      |  | ●市民局婦人対策課新設   |
| 昭和 60(1985) 年      | ○「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議<br>「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択<br>●「国籍法」改正<br>●「男女雇用機会均等法」公布<br>●「女子差別撤廃条約」批准                         |   |
| 昭和 62(1987) 年      | ●「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定   | ●福岡市女性センター・アミカス開館   |
| 昭和 63(1988) 年      |  | ●「ふくおか女性プラン」策定  |
| 平成元(1989) 年        |  | ●婦人対策課から女性企画課へ課名を変更   |
| 平成3(1991) 年        | ●「育児休業法」公布   | ●市民局女性部新設   |
| 平成6(1994) 年        | ●「雇用保険法」等の改正(育児休業給付金制度の創設)   |   |
| 平成7(1995) 年        | ○第4回世界女性会議(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択<br>●「育児・介護休業法」改正(介護休業制度の法制化)  | ●「ふくおか男女共同参画プラン」策定  |
| 平成8(1996) 年        | ●「男女共同参画2000年プラン」策定  |   |
| 平成9(1997) 年        | ●「男女雇用機会均等法」改正   | ●「福岡市における審議会等委員への女性の登用方針」決定   |
| 平成11(1999) 年       | ●「男女共同参画社会基本法」公布・施行<br>●「食料・農業・農村基本法」公布・施行   |   |
| 平成12(2000) 年       | ○国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)<br>●「男女共同参画基本計画」閣議決定  | ●「審議会等への女性の登用促進に関する要綱」制定  |
| 平成13(2001) 年       | ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・施行  | ●「ふくおか男女共同参画プラン第2次実施計画」策定   |
| 平成14(2002) 年       |  | ●女性部女性企画課から男女共同参画部男女共同参画課へ組織名変更   |
| 平成15(2003) 年       | ●「次世代育成支援対策推進法」公布・施行<br>●「少子化社会対策基本法」公布・施行<br>●「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定(202030の目標設定)                         |   |
| 平成16(2004) 年       | ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正   | ●「福岡市男女共同参画を推進する条例」公布・施行<br>●福岡市女性センターから福岡市男女共同参画センターへ名称変更                                  |
| 平成17(2005) 年       | ○国連「北京+10」閣僚級会合(ニューヨーク)<br>●「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定  |   |
| 平成18(2006) 年       | ●「男女雇用機会均等法」改正   | ●「福岡市男女共同参画基本計画」策定  |
| 平成19(2007) 年       | ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正<br>●「仕事の生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定<br>●「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 |   |
| 平成20(2008) 年       | ●「育児・介護休業法」改正  |   |
| 平成21(2009) 年       | ○国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク)   |   |
| 平成22(2010) 年       | ●「仕事の生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定<br>●「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定<br>○UN Women 正式発足                        | ●「福岡市配偶者暴力相談支援センター」開設   |
| 平成23(2011) 年       |  | ●「福岡市男女共同参画基本計画(第2次)」策定<br>●「福岡市配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定<br>●福岡市男女共同参画週間(みんなで参画ウィーク)創設 |
| 平成24(2012) 年       | ○第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択  |   |
| 平成25(2013) 年       | ●「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」作成<br>●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正(平成26年1月施行)  |   |